

会計年度任用職員（学校看護師）募集案内

1. 業務内容

(1) 特別支援学校における医療的ケア支援事業に係る業務

- ・ 児童生徒への医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケアを行う教職員への研修
- ・ 医療的ケアを行う教職員への指導助言 等

(2) 地域の幼稚園、小・中学校及び高等学校への医療的ケア派遣

※選挙事務や災害対応に従事する可能性があります。

2. 任用期間

任用開始日から 2027 年 3 月 31 日まで ※任用開始日は応相談

ただし、勤務成績が良好な場合は、選考実施のうえ、再度の任用をされることがあります（4 回まで、最長 5 年）。

※ 病気休暇又は休職により、4 月 1 日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

3. 募集人数

- ・ 神戸市立青陽須磨支援学校（週 3 日勤務） 1 名

4. 勤務条件

別添の「採用された場合の勤務条件について」のとおり

5. 申込資格

(1) 看護師資格を有している者

(2) Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）

(3) 次のいずれかに該当する人は申込みできません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ⑤ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

※ 年齢、学歴は問いません。

※ 日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6. 選考方法

(1) 任用を希望する方は、次の住所へ郵送または持参にて、①履歴書（本市所定の様式・・・本市HPよりダウンロード・顔写真貼付）、②看護師免許証のコピーを提出してください。

※ 履歴書に、希望する学校を記載してください。

※ 郵送の場合は、封筒に「学校看護師応募書類在中」と朱書きして下さい。

【履歴書等提出先】

神戸市教育委員会事務局特別支援教育課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4 階

（受付時間）8:45～17:30（土曜日、日曜日、祝日・休日を除く。）

(2) 書類選考後、面接を実施のうえ採用者を決定します。

7. 注意事項

- ・ 申込資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- ・ この選考において、提出された書類は返却しません。
- ・ この選考において収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- ・ 面接試験の交通費は、自己負担となります。
- ・ 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

8. 問い合わせ先

神戸市教育委員会事務局特別支援教育課 管理係

電話：078-984-0734

別 添

採用された場合の勤務条件について（学校看護師）

基 本 給	時給：1,958 円（地域手当に相当する報酬を含む。昇給はしません。）
諸手当等	時間外勤務手当、通勤手当等
勤務時間 ・ 日 数	8：45～15：30 または 9：00～15：45（休憩 45 分、実働 6 時間） ・週 3 日（シフト制）勤務 ・時間外（休日）勤務が発生する場合があります。
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、学校休業日
休 暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等） ※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。
勤 務 地	次の神戸市立特別支援学校のうちいずれか ・ 神戸市立青陽須磨支援学校（神戸市須磨区西落合 1 丁目 1 - 4）
福利厚生	災害補償、看護師個人賠償保険
試用期間	1 ヶ月（再度任用する場合も同様）
服 務	・地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 ・パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合には認められませんので留意してください。 ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 （兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間（7 時間 45 分/日、38 時間 45 分/週）を上回る場合など） ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ③ 兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合
そ の 他	・ 基本給及び諸手当の額は、給与改定を受けて変更される可能性があります。